

令和5年3月 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市民自治推進会議
会長 小 山 田 剛

苫小牧市自治基本条例の見直しについて（答申）

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）第30条第2項の規定に基づき、令和4年6月30日付け苫協参第99号で諮問のあったこのことについて、条文の改正が必要な条項があります。

また、条例の見直しに当たり、市民自治推進会議において、市民自治のまちづくりを推進するための運用の見直しの検討をしましたので、条文の改正内容と併せて、別添提言書として提出します。

苫小牧市自治基本条例の見直しにかかる 答申案

苫小牧市自治基本条例の
見直しにおける提言書（案）

令和5年3月 日

苫小牧市民自治推進会議

目次

苦小牧市自治基本条例の見直しに当たって	1
第1章 条文の検討結果について	2
第2章 市民自治のまちづくりの推進に向けて	3
1 情報共有の原則に関すること	
2 市民参加の原則に関すること	
3 協働の原則に関すること	
○参考	
苦小牧市民自治推進会議委員名簿	6
これまでの検討経過	7

苫小牧市自治基本条例の見直しに当たって

苫小牧市では、「市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていく」という市民自治によるまちづくりを推進し、まちづくりの理念である「市民であることが誇りに思えるまちを築くこと」の実現に向けて「苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号）」（以下「自治基本条例」という。）を平成19年4月に施行しました。

自治基本条例は「自治体の憲法」とも呼ばれる、重要なまちづくりの基本的なルールを定めた条例です。自治基本条例第29条では、時間の経過による自治の課題や、社会情勢、環境の変化等の時代の要請に応えるべく、条例の施行日から4年を超えない期間ごとに見直しを行うこととされています。今回は施行から16年目を迎え、4回目となる見直しについて、検討を行いました。

前回の見直し以降、令和2年から新型コロナウイルスが流行し、私たちの生活面、健康面、及び経済面等に多大な影響を与えています。

ワクチンの普及により、一時、感染者は減少しましたが、新たな変異ウイルスが出るたびに感染の波を繰り返し、最初の流行から3年経った今も終息には至っていません。

しかしながら、コロナ禍における感染拡大防止対策による副産物の一つとしてWeb会議ツールがあります。Web会議は、感染リスクのある対面でのコミュニケーションに代わり、環境さえ整えれば、場所を問わず、手軽に非接触でコミュニケーションをとることのできる手段として、急速に普及しました。

苫小牧市民自治推進会議では、今回の自治基本条例の見直しの機会に、このような非接触型のコミュニケーションによる市民参加の手法など、現在の市民自治の課題を踏まえて、議論を行い、本書を作成しました。

本書が、より市政への市民参加を促し、市民自治によるまちづくりを進める一助となれば幸いです。

令和5年3月 日
苫小牧市民自治推進会議
会長 小山田 剛

第1章 条文の検討結果について

苫小牧市自治基本条例の見直しに当たっては、計3回の市民自治推進会議を行い、条文改正の必要性の有無や制度上の見直し、運用における改善について議論を行いました。

検討の結果、「第24条（個人情報の保護）の条文のみ改正が必要で、他の条文は改正不要」との結論に至りました。

苫小牧市自治基本条例（変更条文抜粋）

第6章 市政運営の原則

（個人情報の保護）

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

■変更案

第24条 市は市民の個人情報の保護を図るため、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障する法令等の趣旨にのっとり、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

■改正の趣旨

- 現在、苫小牧市における個人情報の取扱い等は、「苫小牧市個人情報保護条例」に基づいて行っているが、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、令和5年4月1日からは、全自治体が個人情報保護法に基づく必要がある。
- 個人情報保護法の改正を踏まえ、苫小牧市自治基本条例第24条の条文との整合性を図る必要がある。

第2章 市民自治のまちづくりの推進に向けて

市民自治推進会議では、条文改正の必要性の有無だけではなく、市民自治・市民参加に関する運用上の見直しを苫小牧市自治基本条例第3条の3つのまちづくりの基本原則（情報共有の原則、市民参加の原則、協働の原則）に着目し、検討を行いました。市民自治の取組を更に推進するために改善等が必要と考えられる部分について、以下のとおりまとめましたので、取組を進めていただきますようお願いします。

1 情報共有の原則に関すること

市民が主体となってまちづくりを行うためには、市民と市がまちづくりや市政に関する情報を共有する必要があります。現在、苫小牧市では、ホームページや広報誌、Facebook、LINE、地デジ広報等の様々な媒体で情報を提供しています。

新たな情報発信のツールとして、令和3年4月より運用している苫小牧市防災行政無線（屋外スピーカー）については、大雨、洪水、暴風等の気象警報のほか、交通安全啓発や選挙の呼びかけ等の行政情報が発信されておりますが、屋外で聞こえることを前提として市内全域に設置しているため、屋内では音声を聞き取ることが困難な場合があります。

屋外スピーカーは、行政情報を発信している以上、屋外にいる人のみを対象とした音声ではなく、屋内でもスピーカーの音声を聞くことのできる手段に加え、屋外スピーカーからの発信内容を容易に確認できる手段の充実が必要と考えます。

緊急時も含め、長期的に屋外スピーカーを活用していくためにも、現在、一部を除く希望者に有償貸与している戸別受信機の更なる普及促進に加え、防災行政無線の放送履歴について市公式LINE等を活用して手軽に確認できる仕組みを作ることにより、場所や天候等に左右されずに安定的に発信内容を広く市民に知らせることができるものと考えます。

また、不審者情報等の防犯に関する情報を屋外スピーカーから発信することで、防犯効果が期待できるなど、防災関係以外の活用方法を検討することも大切だと考えます。

現在、屋外スピーカーは、市内全域に127基設置されているとのことですが、苫小牧市は東西約40kmと広いことや、天候等の影響を受けるため、全ての方が聞き取れる音声を発信することは、現実的には難しいと考えます。市民がすぐにできることとして、何か放送が聞こえたらテレビ・ラジオ、市の防災情報発信ツール等で情報収集する習慣をつけること、そして行政は、どのような方法で情報収集できるのかということ積極的に周知していくことが必要と考えます。

2 市民参加の原則に関すること

市民が主体となってまちづくりを行うため、市民参加に必要な事項については「市民参加条例」に定められています。この条例に基づき、市民参加を推進していることについては、市民自治推進会議の中でも報告されていますが、コロナ禍で、影響を受けている市民参加の一つに住民説明会などの対面型の市民参加があります。

住民説明会は、自由に参加が可能で、市民と行政が顔をあわせて双方向のコミュニケーションにより理解を深めることができる場として大切ですが、参加者が少ないことや新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催自体が困難となる場合があります。

新型コロナウイルスの感染リスクの不安から、現状の「対面型の市民参加の手法」で、参加者を増やすことには限界があるものと考えています。今後もコロナ禍が続くような状況であっても、市民参加が停滞することがない市民参加の仕組みを構築すべきと考えます。

住民説明会に関しては、不特定多数の人が参加することができる市民参加の手法であるため、Web上で公開のうえ実施し、当日来られなかった方に対しては、録画配信を実施することで、時間に捉われることなく、説明会の内容を把握し、理解を深めることが可能となります。行政にとっては、正しい情報を広く市民に知ってもらう機会の拡充につながると考えます。

また、その他の対面型の市民参加として、審議会があります。審議会は公開が原則となっており、本来、自由に傍聴することが可能となっていますが、直接、会場に足を運んでまで傍聴しようという方は、ほとんどいないのが現状となっています。

審議会についても、非公開の審議会を除けば、住民説明会と同様にWebで公開することは可能ではないかと考えます。Webでの傍聴が可能となった場合でも、審議会の内容に関心がなければ、直ちに傍聴につながるわけではないと考えますが、気軽に市民参加できる機会を充実させることは重要であり、若年層の市民参加という観点からも大切な取組だと考えます。

ただし、Webを活用した市民参加は、時間・場所を問わないといった利便性がある反面、リスクがあることにも留意が必要です。例えば、ライブ配信の場合には、インターネット上にアップロードした情報を第三者に悪用され、発言者の不利益となる可能性があることや、審議会の場合には、常に視聴されているかもしれない状況が委員への心理的な圧力となり、発言を控えるようになってしまうなどの懸念があります。

以上のようなリスクも踏まえながら、Webの活用について仕組みを検討し、段階的に導入することで、効果、課題等を検証しながら、慎重に取組を進める必要があると考えます。

3 協働の原則に関すること

苫小牧市では、行政だけでは解決が難しい課題に対応するため、行政と市民、企業等が協力してまちづくりを行う、「協働のまちづくり」について、共催や実行員会、助成、委託、後援等、様々な形で取り組んでいただいています。

協働の取組の中で、企業や団体等と連携協定を締結して取り組んでいる事業について、市民自治推進会議の中で報告を受けていますが、協定締結後、徐々に連携が弱まり、協定が形骸化してしまう課題があるものと考えています。

特に幅広い分野で連携・協力する包括連携協定は、企業の社会的責任（CSR）への意識の高まりとともに、地域への貢献として年々、増えてきている状況となっていることから、形骸化を防ぐことで、更に協働のまちづくりを推進することができるものと考えます。

苫小牧市における包括連携協定は、連携・協力する具体的な取組まで事前に協議を重ねながら決定し、締結しているため、締結後、すぐに取組を開始できるところはよい点ですが、連携協定が、企業・団体等の地域貢献の一環として締結されることが多いため、主に無償での連携・協力となっていることや、締結から年数が経ち、締結時の担当者の異動により、協力関係が弱まるといったことが、形骸化の要因と考えられます。

協定を形骸化させないためには、協定を締結している企業・団体等にも連携・協力するメリットが享受できる仕組みを構築することや、定期的に連絡を取るにより、お互いに協力しやすい関係を築くことが必要と考えます。

包括連携協定の締結件数は、着実に増えていることから、効果的に協定を活用することができれば、協働の取組により、更に多くの地域課題等へ対応できる可能性があります。

連携協定の締結が目的ではないということを改めて認識するとともに、連携協定を締結している企業・団体等との関わり方について見直すことで、地域の活性化や市民サービスの向上につなげていくことが大切だと考えます。

苫小牧市民自治推進会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	小山田 剛（会長）	合同会社医業経営科学 代表社員
〃	中島 広基(副会長)	苫小牧工業高等専門学校 教授
〃	奥村 訓代	北洋大学 学長
市民団体推薦	伊藤 康博	苫小牧市社会福祉協議会
〃	中野 満信	苫小牧市町内会連合会
〃	鈴木 吾	苫小牧青年会議所
〃	高橋 久美子	苫小牧市ボランティア連絡協議会
公募	川上 啓子	
〃	神代 律子	
〃	中江 友紀	

これまでの検討の経過

年 月 日	内 容
令和4年4月5日(火)～ 令和4年4月24日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治のまちづくりに関するアンケート実施
令和4年6月30日(木)	諮問 <ul style="list-style-type: none"> ・市長から自治基本条例の見直しについての諮問 第1回市民自治推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の市民自治の取組等調査結果報告 ・スケジュール確認 ・条例の見直しにかかる情報提供 ・市民自治のまちづくりに関するアンケート結果報告
令和4年7月31日(日)	市民自治セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・講義「協働のまちづくりとSDGs」 ・課題解決に向けたグループ討議
令和4年10月26日(水)	第2回市民自治推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治セミナーの結果報告 ・条例の改正内容確認 ・自治基本条例の基本原則に基づいた見直し協議
令和5年1月18日(水)	第3回市民自治推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・提言書(案)の内容確認
令和5年3月〇日(□)	答申 <ul style="list-style-type: none"> ・市長への答申書及び提言書の提出